

【声明】スルガ銀行に対する金融庁の報告徴求命令を受けて

令和7年（2025年）5月14日
スルガ銀行不正融資被害者同盟

私たちスルガ銀行不正融資被害者同盟は、このたび金融庁がスルガ銀行に対し、銀行法第24条に基づく報告徴求命令を発出したことを受け、以下の通り声明を発表いたします。

今回の命令は、私たち被害者の声がようやく行政機関に届き、問題が再び社会の注目を集めつつあることを示すものであり、一定の前進として受け止めています。私たちはこれまで、国会・行政等への訴えを粘り強く続けてまいりました。そうした取り組みが動きを促したことは、被害当事者として重要な意味を持つものです。しかし一方で、指摘しなければならないのは、この報告徴求命令が「遅すぎる対応」であるという事実です。スルガ銀行の不正融資問題は2018年に発覚し、同年には金融庁から業務改善命令が出されています。ところが、それから6年半が経過した今も命令は解除されず、アパート・マンションの不正融資については解決されないまま放置されています。スルガ銀行は、アパマン問題を「個別の問題」として切り分け、全体像から目を背けてきました。しかし、シェアハウスとアパマンの不正融資には、手口・構造（スルガスキーム）の本質的な違いはありません。改ざん、水増し、情報偽装——いずれも組織的に行われ、販売チャンネルと銀行が一体となって被害者に過大なローンを押しつけた点は共通しています。ですから、私たちが求めているのは、“バラバラな対応”ではなく、“公平で実効性のある、包括的な解決”です。限られた一部の被害者だけが救済され、他の多くの被害者が切り捨てられるようなやり方を私たちは決して受け入れられません。

加えて、今回の命令に関するスルガ銀行の発表の中に「新たな支援策を検討する」という表現があったことに、私たちは強い違和感を抱いています。私たちは被害者であり、“支援される存在”ではありません。本件は明白な不正融資による深刻な被害であり、行うべきは「支援」ではなく「謝罪」と「救済」であるはずで、仮に交通事故で加害者が被害者に「支援します」と言えば、多くの方が違和感を抱くことでしょう。同様に、スルガ銀行が“恩恵を施すかのような姿勢”で対応を語るのには、責任の所在をあいまいにするものであり、被害者の尊厳をさらに踏みつける言動です。

また、金融庁に対しても申し上げます。これまで「引き続きモニタリングしてまいります」と繰り返し答弁してこられた姿勢に対し、私たちは疑問を抱いてきました。スルガ銀行からの報告を形式的に受け取るだけの“モニタリング”では、金融行政の信頼を守ることはできません。今回の命令を「アリバイ作り」に終わらせることなく、立入検査・業務改善命令の更新・強化・追加処分など、実効性ある措置に踏み込んでいただくことを、強く求めます。

さらに、私たち被害者の中には、声を上げたことを理由に、スルガ銀行から SLAPP 訴訟（恫喝的訴訟）を提起されている者もいます。本来救済されるべき立場の者が、逆に訴えられるという異常な構図が現実には存在しているのです。それでも私たちは、沈黙することを選びません。声を上げる自由は、被害者の尊厳そのものであり、社会が守るべき正当な権利です。こうした訴訟行為がまかり通るようでは、被害の再発防止どころか、**真実の隠蔽**が繰り返されかねません。金融庁には、こうした現実にも十分に目を向け、毅然とした姿勢での対応を求めます。

スルガ銀行に対しては、責任ある金融機関として、これまでの逃避的姿勢を改め、すべての被害者に対し誠実で明確な救済方針を示すことを、改めて強く要請いたします。私たちは、もはやこれ以上の先送りも、選別も、言い逃れも許されない段階にあると考えています。この問題の本質は「過去の出来事」ではなく、「**今もなお続く現在進行形の被害**」です。その現実に向き合い、すべての被害者に光が当たる日が来るまで、私たちは声を上げ続けます。

以上